

一般社団法人日本超音波検査学会 財務規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本超音波検査学会の財務に関する取扱いについては、定款によるほかこの規程の定めるところによる。

第2章 経費の負担

第2条 本学会の会員および入会を希望する者は、「会員種別の取り扱い、入退会、会費等に関する規程」に定める金額を支払う。

第3条 地方会における参加費について以下のように定める。

区分	参加費	
会員事前登録参加費	正会員・名誉会員	2,000 円
	学生会員	1,000 円
会員当日登録参加費	正会員・名誉会員	2,500 円
	学生会員	1,000 円
非会員当日参加費		4,000 円
非会員学生当日参加費		1,000 円

第4条 学術委員会の主催の講習会の参加費について次のように定める。

区分	参加費	
会員事前登録参加費 (正会員・名誉会員・学生会員)	通常講習会	1 領域に付き 5,000 円
	学術集会併設講習会	1 領域に付き 2,000 円
会員当日登録参加費 (正会員・名誉会員・学生会員)	通常講習会	1 領域に付き 5,000 円
	学術集会併設講習会	1 領域に付き 2,500 円
非会員当日参加費		6,000 円

第5条 学術集会参加費

参加費は学術集会大会長の采配とし、金額の決定には理事会の承認を得なくてはならない。

第6条 精度認定における受験費および受審料

精度認定における参加費および受験料は次の通りとする。

1. 外部精度管理参加費を1領域に付き2,000円とする。
2. 精度認定受験料を1領域に付き20,000円とする。

(予備費)

第7条 予見し難い予算の不足に充てるため、予備費として相当と認める金額を收支予算に計上することができる。

第8条 予備費の計上を必要とするときは、理事会の議決を経なければならない。

第3章 備品

第9条 (管理)

本学会が所有する備品は、財務委員会が以下の事項につき管理を行い、その統括者は、財務委員長とする。

1. 備品台帳の更新と管理
2. 備品購入申請書、備品廃棄申請書の作成と管理
3. 備品移動申請書の作成と管理

第10条 (購入・廃棄)

備品購入、廃棄および管理者変更の申請は以下の通りとする。

1. 10,000円以上の備品購入は、備品購入申請書を財務委員長に提出し、理事長・副理事長の承認を受けて行わなければならない。
2. 10,000円未満の備品購入は、備品購入申請書を財務委員長に提出し、各委員長と協議の上購入を決定できるものとする。
3. 備品廃棄処分は、備品廃棄申請書を財務委員長に提出し、理事長・副理事長の承認を受けて行わなければならない。
4. 備品管理者を変更する場合は、備品移動申請書を財務委員長に提出し、理事長・副理事長の承認を受けて行わなければならない。

第4章 現金の取扱

第11条 現金は、常時必要最低限のものを除き、確実な金融機関に預金しなければならない。

第12条 現金取扱者が、その保管にかかる現金を亡失した場合において、善良な管理者としての注意を怠ったときは、弁償の責を免ずることができない。

第5章 資産の管理

第13条 財務委員長は、理事長の命を受け、資産を管理し、予算の執行に当たるものとする。

第14条 財務委員長は、資産状況および予算執行状況を隨時理事会に報告しなければならない。

第6章 財務担当理事の職務および財務委員会の設置

(財務担当理事)

第15条 財務担当理事は、次に掲げる事項を司る。

1. 毎月の経理状況に関すること
2. 収支決算の作成に関すること
3. 年度収支予算の編成に関すること
4. 会計簿の作成および保管に関すること
5. 現金の保管出納に関すること
6. 財政の確立に関すること

7. 会務執行に必要な借入金に関すること
8. 暫定予算に関すること
9. その他会計に関すること

第 16 条 財務担当理事は、次に掲げる帳簿を備え、経理を明らかにし理事会に報告しなければならない。

1. 財産台帳
2. 現金出納簿
3. 会費、寄付金等出納簿
4. その他必要な書類および補助簿

(財務委員会)

第 17 条 貢務に関する処理を円滑に実施するために財務委員会を設置する。

第 18 条 財務委員会の構成は、24名以上32名以内とする。任期は2年とし、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会終結までとする。

第 19 条 財務委員は、財務担当理事が、地方会担当理事と相談し定款に基づく地区より原則として3~4名の委員を選び出し、理事長および副理事長の調整を経て決定する。再任は妨げない。

第 20 条 定数に欠員が生じた場合は、財務委員長は、理事会の承認を得て、委員を追加することができる。

第 21 条 財務委員は、財務委員長の命を受け、その任(地方会・企画会議および学術講習会などの財務処理)に当たるものとする。

第 7 章 予算および勘定項目

第 25 条 勘定科目は收支予算作成時に財務委員長が作成する。

第 26 条 予算は、各委員長が業務計画案を基に予算案を計上し、理事会の承認を得なくてはならない。

第 27 条 予算は、目的以外に使用することはできない。

第 28 条 支出予算の経費の金額については、勘定科目間において流用することはできない。ただし、予算の執行上の必要に基づき、理事会の議決を経た場合に限り流用することができる。

第 8 章 経費

(交通費)

第 29 条 学会役員、その他特別に認められた者が、会務のために移動に要した交通費について次のよう定める。

1. 原則、公共交通機関を利用し、種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃および近隣交通費とする。計算方法は、出発地(自宅または職場もしくは会務終了地)から目的地まで最短距離、もしくは通常用いられる最も経済的・合理的な経路にて計算する。

注1) 個人の理由で途中下車した場合の超過分は支給しない。

注2) タクシー等の利用は原則として支給されない。

注3) 移動区間のうち職場から交通費が支給されている区間の費用は請求できない。

2. 学会役員、委員会委員、スタッフ等

1) 鉄道賃

区分	詳細
急行料金	急行列車が運行されている路線で、一乗車につき片道 15km 以上の場合、要した新幹線料金または特別急行料金を支給する。
特別車両料金 (グリーン車)	支給不可
座席指定料金	座席指定料金を徴する客車を運行する線路で、一乗車につき片道 15Km 以上の場合、要した座席指定料金を支給する。

特急券および座席指定券を利用した場合、乗車券と合算した領収書の提出を以て実費を支給する。

2) 船賃

区分	詳細
旅客運賃 (はしげ賃および桟橋代を含む)	① 運賃の等級を 3 区分する船舶の場合: 中級の運賃 ② 運賃の等級を 2 区分する船舶の場合: 下級の運賃 ③ 運賃の等級を設けない船舶の場合: 乗船に要する運賃
寝台料金	運賃とは別に寝台料金を必要とした場合、現に支払った寝台料金を支給する。
座席指定料金	座席指定料金を徴する船舶を運行する航路の場合には、座席指定料金を支給する。

領収書の提出を以て実費を支給する。

3) 航空賃

航空券は変更可能な普通席とし、領収書の提出を以て実費を支給する。

4) バス賃(高速・連絡バス)

高速・連絡バスの利用時には、領収書の提出を以て実費を支給する。

5) 車賃

機材の運搬、公共交通網の不備、緊急事項等において実務責任者が認めるものについては自家用車の利用も認めるものとし、以下の金額を支払う。

区分	詳細
ガソリン代	走行距離 10km につき 180 円をガソリン代として支給する。 走行距離は自己申告とし、換算後 10 円未満は切り捨てとする。
高速料金	領収書の提出を以て、実費を支給する。
駐車料金	領収書の提出を以て、実費を支給する。

3. 講師

- 1) 鉄道運賃、船賃、航空運賃、バス賃(高速・連絡バス)は「学会役員、委員会委員、スタッフ等」に準じて支給する。
- 2) 最寄り駅等からの近隣交通費として、1,000 円/日を支給し、路線バス賃、車賃は支給しない。
- 3) 往復の合計金額の端数は 500 円単位で切り上げて支給し、最低額は 2,000 円とする(近隣交通費を含)。

4. 司会者・コメンテーター・アルバイト・モデル

「学会役員、委員会委員、スタッフ等」に準じて支給する。

5. 交通費に関する特例

この他の例外については、やむを得ない場合にのみ、事前に理事長もしくは財務委員長の承認を受けた場合のみ支給する。

(宿泊費)

第30条 学会役員、その他特別に認められた者が、会務に要した宿泊費について次のように定める。

- ① 公共交通機関を利用し、7時前に出発しなければ、集合時間に間に合わない(前泊)
- ② 公共交通機関を利用し、帰宅が22時を過ぎる場合(後泊)
- ③ 前日移動を実務責任者が必要と判断した場合(前泊)
- ④ 複数日にわたる会務で、実務責任者が必要と判断した場合(中泊)

1. 宿泊費は以下の通りとする。

宿泊費(1泊上限額)	甲地方	乙地方
	20,000円	18,000円

(甲地方は下表に示す地域をいい、乙地方はそれ以外の地域を示す)

【甲地方】(国家公務員等の旅費支給規程第14条・15条に規定する区域を基準に選定)

都道府県	地域区分	都道府県	地域区分
北海道	札幌市	愛知県	名古屋市
宮城県	仙台市	京都府	京都市
埼玉県	さいたま市	大阪府	大阪市
千葉県	千葉市	兵庫県	神戸市
東京都	特別区(23区)	広島県	広島市
神奈川県	横浜市・川崎市	福岡県	福岡市

2. 宿泊費に関する特例

繁忙期等により、上記の金額を以てしても平均的なビジネスホテル(1泊朝食付シングル)の宿泊が困難な場合には、財務委員長(学術集会において学術集会大会長)の承認を得た上で以下の金額まで許容する。

宿泊料(1泊上限額)	甲地方	乙地方
	22,000円	20,000円

なお、一括予約した場合において、本特例を以てしても宿泊が困難な場合には、財務委員長と協議し金額を決定する。

(行動費)

第31条 学会役員、委員会委員、スタッフ等が会務を遂行した場合の行動費を以下のように定める。

1. 実務時間4時間迄もしくは1会議につき4,000円を支給し、1日の上限を8,000円までとする(1時間未満のWEB会議は除く)。

2. WEB会議システムを利用した会議の場合には、議事録の提出を以て行動費を支給する。WEBから会議に参加した場合の行動費は1時間当たり2,000円とし、1日最大4,000円までする。
3. 学術集会など単一事業で複数回の会議が開催された場合には、会議時間を合算して計算する。この場合は1時間単位で繰り上げとする。

(出張日当)

第32条 学会役員、委員会委員、実務委員など会務執行者が、会務のため自宅から30km以上の移動または移動先にて会務を行った場合、日当として以下の金額を支払う。移動距離の計算方法は、公共交通機関を使用した移動距離とする。

出張日当 (行動日毎に支給)	移動距離 30~300 km	移動距離 300 km以上
	3,000 円	4,000 円

(会議費)

第33条 学会役員、その他特別に認められた者が、会務実働時間内に生じる飲食代等がこれに該当し、以下のように定める。

1. 上限1,500円/食を支給することができるが、現金での支給は不可とする。
2. 食事代はお弁当での支給とし、飲食店等での食事はこれに該当しない。

(謝金)

第34条 講師料

1. 次の通りとする。

区分		講演時間	講師料
会員 (医師・技師を問わず)	講演主体	～20分	10,000円
		21～40分	20,000円
		41～60分	30,000円
		61分～	50,000円
	実技主体	30,000円/日 (4時間以下の場合は20,000円)	
非会員		50,000円/日	

2. 地方会・講習会における症例検討会への症例提示者への謝金は次の通りとする。

区分	講演料
会員	10,000円/1講演
非会員	20,000円/1講演

※ 同一セッションで同一演者が複数症例を提示した場合も、1講演とみなす。

3. 同一催事中に、複数の講演(講義主体)を行った場合、講演時間を合算した時間で講師料を支給する。
4. 実技主体の講習会においては、講師料を日毎に支給する。

5. 複数講師によるコラボレーション講演企画(シンポジウム, パネルディスカッションなど)は, 担当セッション(発表時間)と討論時間を合算し講演時間とする.

第 35 条 WEB 配信料

学術委員会主催の講習会において, 現地開催に加え1年後のオンデマンド配信の許諾を得た場合, WEB 配信料として, 10,000 円を支給する(会員・非会員は問わない).

第 36 条 コメンテーター料

1. 症例検討等におけるコメンテーター料を次の通りとする.

区分	費用
会員	3,000 円
非会員	5,000 円

第 37 条 アルバイト(モデル)料

1. 当日アルバイトおよびモデル料を次の通りとする.

拘束時間	費用
4 時間未満	5,000 円
4 時間以上	10,000 円

2. 絶食を伴う場合には 2,000 円を追加する.

第 38 条 ビデオ作成(出演)料

専門部会および標準化委員会等のビデオ作成(出演)料は, 一企画あたり会員 50,000 円 非会員 100,000 円を支給する(講演・出演時間の長さは問わない).

第 39 条 問題作成料

Sonolearning および外部精度管理における問題作成料として, 1 問当たり 5,000 円を支給する(会員・非会員は問わない).

第 40 条 編集関連費

- 機関誌「超音波検査技術」の執筆料を 5,000 円/頁とする(臨床講座・企画原稿に限る.技術講座は除く).
- 機関誌「超音波検査技術」における英文校閲を 3,500 円/1 編とする(アブストラクトに限る).
- 機関誌「超音波検査技術」における査読費用を 1 編あたり 5,000 円とし, 主査, 査読者に支給する.

第 41 条 精度認定審査料

審査料を 1 施設当たり 5,000 円とし, 各審査員に支給する.

第 9 章 慶弔, 祝賀, 謝礼, 交際

第 42 条 個人または他団体に対し, 慶弔, 祝賀, 謝礼および交際における一般社団法人日本超音波検査学会の意を表す目的として理事長または理事会が必要と認めた場合, 以下の項目につき学会本部運営費として処理する.

- 祝電または祝金

2. 弔電および懇親会慰金
3. 祝賀、謝礼に関する金品の支出、電報および文書等の発行に関する支払い
4. 三役および各委員長が出席する他学会の打ち合わせに持参する交際費
5. 抗議等に対しての謝罪および御礼の費用

第 10 章 財務処理

(理事会・各委員会の財務処理)

第 43 条 理事会に係る財務処理は、財務委員長がこれにあたる。各委員会に係る財務処理は、各委員長もしくは委員長が指名した委員がこれにあたり、本規程および別に定める財務マニュアルに沿って行動するものとする。各委員長は会議および会合の収支について、財務理事へ報告する。

(学術集会における財務処理)

第 44 条 学術集会に係る財務処理は、以下の通りとする。

1. 学術集会大会長が指名した財務担当者がこれにあたり、本規程および別に定める学術集会における財務処理マニュアルに沿って行動するものとする。
2. 財務担当者は、2名以上とする。
3. 財務担当者は、学術集会大会長の報告および申請に基づき財務処理を行う。
4. 学術集会大会長は、収支の経緯を随時理事会へ報告する。
5. 財務担当者は収支を財務理事へ報告する。

(地方会における財務処理)

第 45 条 財務委員長が指名した財務委員がこれにあたり、地方会・講習会の財務処理は、本規程および別に定める財務マニュアルに沿って行動するものとする。収支は、財務理事へ報告する。

第 11 章 監査

第 46 条 各催事の監査は、次の者が行う。

1. 地方会・講習会：財務委員長が指名する財務委員
2. 学術集会：内部監査；財務理事、外部監査；学会が指名する公認会計士。
3. 学会決算監査：監事

第 11 章 その他

第 47 条 上記に該当しない部分に於いては、財務理事および該当委員長との協議の上、三役の承認を経て、施行するものとする。

第 12 章 規程の改廃

第 48 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日より施行する。

(改変録)

平成 22 年 9 月 1 日 制定
平成 22 年 12 月 18 日 一部改正
平成 23 年 4 月 1 日 一部改正
平成 26 年 6 月 16 日 一部改正
2019 年 12 月 7 日 一部改正
2023 年 12 月 4 日 一部改正
2024 年 2 月 3 日 改正
2024 年 6 月 8 日 改正
2025 年 2 月 8 日 改正